

町内事業者を支援しています



町では、設備投資や空き店舗の活用、職場環境整備など各種事業者向け補助制度を実施しています。

【主な事業者向け補助制度】

事業所用地活用奨励金

町内の事業所のある一団の土地に、建築面積500㎡以上の事業所を新設または増設した既存の町内の事業者に奨励金を交付。

■奨励金額 新設または増設した事業所に賦課された固定資産税および都市計画税を合算した額を3年間交付（上限1,000万円）

店舗リニューアル補助金

町内で営業している対象業種の事業者に対し、指定された町内の施工業者で20万円以上の改装工事を行う場合、改装費用や備品購入費用の一部を補助（工事開始前の申請が必要）。

■補助金額（予算に達ししだい受付終了）

店舗の改装や備品購入に係る費用の10分の1（1,000円未満は切り捨て、上限50万円、同一申請者につき1回のみ交付）

大泉町中小企業雇用調整助成金

雇用保険法施行規則に基づく雇用調整助成金の支給決定を受けた町内に1年以上事業所を有する中小企業者に対して、予算の範囲内で事業主負担分の一部を助成（雇用調整助成金の支給決定通知書の日付より1か月以内の申請が必要）。

■助成金額 事業主負担額（国からの助成金額を除いた金額）の2分の1（限度額は1人1日あたり休業手当・出向労働1,000円、教育訓練750円）

設備導入奨励金

生産能力の拡大や合理化・省力化などのため、新たに設備を導入した町内の製造業者に奨励金を交付。

■奨励金額 新たに導入した設備にかかる固定資産税相当額の10分の9（上限500万円）

産業立地振興奨励金

町内の工業地域または工業専用地域に1,500㎡以上の用地を取得し、かつ用地取得から3年以内に1,500万円以上の事業所を新設または取得した事業者に奨励金を交付。

■奨励金額 取得用地および事業所に賦課された固定資産税および都市計画税を合算した額を3年間交付（上限3,000万円）

空き店舗等活用・創業促進事業補助金

町内の空き店舗などを活用し、事業を行う場合、改装費用や備品購入費用の一部を補助（工事開始前の申請が必要）。

■補助金額（予算に達ししだい受付終了）

店舗の改装や備品購入に係る費用の2分の1（1,000円未満は切り捨て、上限50万円、対象店舗1回のみ交付）

NEW

大泉町働きやすい職場づくり奨励金

職場環境整備事業を実施する町内中小企業などに対し費用の一部を奨励金として交付。（事業開始前の申請が必要）

■奨励金額（予算に達ししだい受付終了）

①職場環境の改善に関する事業にかかる額の2分の1（1,000円未満は切り捨て、上限50万円、同一申請者につき1回のみ交付）

②外部講師を招いて実施する意識啓発・教育に関する事業にかかる額の2分の1（1,000円未満は切り捨て、上限5万円、同一申請者につき1年度1回まで）

詳しい内容は、
町ホームページを
確認してね～



※その他の要件など詳しくは、経済振興課（内線214）へ。